

# 商工会ニュースしわ 3月号

◇発行者 紫波町商工会長 橘 富雄 ◇令和5年3月17日発行  
◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

## 中小企業者等事業継続緊急支援金について

県では、エネルギー類の価格高騰や円安等により、大きな影響を受けている中小企業者等に対して、エネルギー類に係る経費の一部を支援することで事業の継続を図っていただくことを目的に支援金を支給します。募集要項については商工会のホームページに掲載しておりますし、商工会でもお受け取りできます。ご相談があれば商工会までお問い合わせください。(平日9:00～12:00、13:00～16:00土日祝除く)

※紫波町商工会ホームページ URL <https://www.shokokai.com/shiwa/>

※QRコード



### ・対象者

支給対象者は、次の①～⑩に全て該当する中小企業者であること。

- ①岩手県内に本店所在地がある法人等、または県内に住所がある個人事業者等の中小企業者であること。
- ②対象業種を営む事業者であること。※募集要項参考
- ③令和4年10月から令和5年3月までの期間のうち、いずれか一月の売上が過去3年間の中の任意の年の同月と比較して20%以上減少しているとともに、売上が減少した同月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が前年同月の単価と比較して増加している者であること。
- ④申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。
- ⑤対象期間と比較する過去の任意の期間を含む確定申告を行っていること。
- ⑥法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ⑧暴力団でなく、又その構成員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- ⑨政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- ⑩関係法令を遵守していること。

### ・支給額

法人：15万円

個人事業主：7.5万円

### ・申請期間

令和5年3月20日（月）～令和5年6月20日（火）

### ・申請先

法人の場合：本店所在地の市町村にある商工団体（商工会議所または商工会）

個人の場合：確定申告書に記載している住所地にある商工団体（商工会議所または商工会）

## インボイス制度の登録申請の延長について

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が開始されます。原則令和5年の3月31日までに申請する必要がありましたが、未登録の事業者が残っており、事情を問わず9月30日まで延長して申請を受け付けます。ただしインボイスの開始日は変わらないため、登録をする場合はお早めに申請手続きをお願いします。

インボイス登録申請書の書き方については、国税庁のホームページにフローチャートが掲載されていますので、参考にしてください。「登録申請書の書き方 フローチャート」又は下記QRコードから確認してください。

「登録申請書の書き方 フローチャート」QRコード



## 雇用保険料率の変更について

令和5年4月から、労働者負担・事業主負担の雇用保険料率が変更になります。該当の事業所につきましては、ご留意ください。

○令和5年4月1日～令和6年3月31日

負担者 事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	① + ② 雇用保険料率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000